

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定

日本国及びルクセンブルク大公国は、
社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり社会保障に関する協定を締結することに決定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「ルクセンブルク」とは、ルクセンブルク大公国をいう。
- (b) 「国民」とは、次の者をいう。
 - 日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
 - ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの国籍を有する者
- (c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度に関する日本国の法律及び規則

ルクセンブルクについては、次条2に掲げるルクセンブルクの社会保障の各部門に関する法律、規則及び実施細則

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度を管轄する政府機関
ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの法令の実施に関する範囲内において各大臣

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの法令の実施に関し、その全部又は一部について責任を有する機関、組織又は当局

(f) 「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの法令により保険料納付期間と認められる期間及び保険料納付期間と同等のものと認められる期間

(g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

- (i) 国民年金（国民年金基金を除く。）
- (ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) 次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

- (i) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- (ii) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- (iii) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
- (iv) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- (v) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- (vi) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- (vii) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第二十条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条（3の規定を除く。）、第三十一条並びに第三十三条2及び3の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

2 ルクセンブルクについては、次のルクセンブルクの社会保障の各部門について適用する。

(a) 老齢、障害及び遺族に関する年金保険

(b) この協定の第二部の規定及び関連する規定に關し、疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付

この協定は、第二十一条の規定の適用上、社会保障法典第二条について適用する。

この協定は、社会扶助又は戦争若しくはその結果による犠牲者のための給付の制度については、適用しない。

3 この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても適用する。ただし、その改正が当該改正前の当該法令によつて規律され、又は実施されていた制度の範囲を実質的に変更しない場合に限る。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある全ての者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であつた場合と同一の条件で支給する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に關し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている被用者が、当該雇用者のため他方の締約国の領域内において就労するため当該雇用者により当該一方の締約国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国に派遣されていた被用者が、その後に当該雇用者により当該第三国から他方の締約国の領域に派遣される場合についても、適用する。

3 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該

他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4 1及び3の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1 いづれか一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、その者が通常居住する締約国の法令のみを適用する。

2 國際運輸に從事する航空機において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、その雇用者が所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十二条 配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりルクセンブルクの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日

本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)(i)に掲げる日本国 の年金制度並びに同条1(b)(iii)及び(iv)に掲げる法律により実施される日本国 の医療保険制度に関する日本国 の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国 の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 共通規定

第十三条 通算

一方の締約国 の実施機関は、自国 の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、当該給付を受ける権利を確立するため、自国 の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国 の法令による保険期間を考慮する。

第二章 日本国 の給付に関する規定

第十四条 通算に関する特別規定

- 1 前条の規定は、保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。
- 2 前条の規定の適用に当たっては、ルクセンブルクの法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

- 1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がルクセンブルクの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たつては、適用しない。
- 2 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年

金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第十六条 紹付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十三条又は前条1の規定の適用により日本国に紹付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うこととを条件として、日本国に従つて当該紹付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される紹付に関しては、当該紹付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該紹付の額は、当該紹付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにルクセンブルクの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 厚生年金保険の下での障害紹付及び遺族紹付（厚生年金保険における保険期間が日本国に法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される紹付の額が当該定められた期間に基づい

て計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びルクセンブルクの法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第三章 ルクセンブルクの給付に関する規定

第十八条 参照期間の延長

ルクセンブルクの法令が保険事故の発生前の特定の期間（参照期間）内に最低加入期間を満たしていることを給付を受ける権利の確立のための条件とし、かつ、この参照期間が特定の事実又は状況により延長されることを定めている場合において、当該事実又は状況は、それらが日本国の領域内で発生したときには、同様の効果を有する。

第十九条 給付の計算

1 第十三条の規定を適用することなくルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、ルクセンブルクの実施機関は、ルクセンブルクの法令に従い、ルクセンブルクの法令により考慮される保険期間の合計期間に基づいて給付の額を計算する。また、当該実施機関は、2の規定の適用により得られるであろう老齢給付、障害給付又は遺族給付の額を計算し、これらの二つの額のうち高い方を考慮する。

2 第十三条の規定に基づく通算を考慮することにより初めてルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、次の規定を適用する。

- (a) ルクセンブルクの実施機関は、両締約国の法令による全ての保険期間がルクセンブルクの法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される年金の理論上の額を計算する。
- (b) (a)に規定する理論上の額を決定するための計算の基礎は、ルクセンブルクの法令による保険期間を基準とすることにより初めて確立する。

- (c) ルクセンブルクの実施機関は、(a)に規定する理論上の額に、両締約国の法令による全ての保険期間にに対するルクセンブルクの法令による保険期間の比率を乗じて、支給すべき額を計算する。

第二十条 ルクセンブルクの法令の特定の規定

- 1 第十三条の規定は、年金を計算するに当たり、ルクセンブルクの法令に定める育児期間の認定について適用する。ただし、関係者が子の出生又は養子縁組の直前においてルクセンブルクの法令による保険期間を有していたことを条件とする。

- 2 他の社会保障の給付又は他の職業上の収入と重複する場合における給付の減額、停止又は取消しに関するルクセンブルクの法令の規定は、当該他の社会保障の給付を日本国の法令に基づいて受けている場合又は関連する職業上の活動が日本国の領域内において行われている場合であっても、受給者について適用す

る。

第二十一条 任意に継続可能な疾病保険

日本国の法令のみによる老齢給付、障害給付又は遺族給付の受給者であつて、ルクセンブルクの領域内に居住するものは、ルクセンブルクの法令に従い、任意に継続可能な疾病保険に加入することができる。

第四部 雜則

第二十二条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置（締約国の法令による給付を受ける権利を確立するため
に必要な医療上の情報の提供を含む。）について合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
- (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り
速やかに相互に通報する。

- 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要

な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十三条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四条 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、ルクセンブルクの公用語のうちの一の言語又は英語により、直接に連絡することができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十五条 情報の伝達及び秘密性

- 1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。
- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であつて、1に規定する情報以外の情報（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。
- 3 一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第二十六条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十七条 給付の支払

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十八条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十九条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十条 効力発生前の事実及び決定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たつては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。
- 3 第七条1又は3の規定の適用に当たつては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。
- 4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすも

のではない。

5 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第三十一条 紹付の額の改定、権利の喪失及び権利に係る時効

1 この協定の効力発生前に決定した給付の額については、この協定の適用により当該給付の額が増加することとなる場合には、受給者の申請に基づいて改定する。

2 1に規定する受給者の申請又はこの協定の下で取得される給付を受ける権利の確立に必要な年齢に達している受給者による当該給付の申請が、この協定の効力発生の日から二年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日に取得される。この場合において、権利の喪失又は権利に係る時効に関する各締約国の法令の規定は、これらの申請には、適用しない。

3 2に規定する申請が、この協定の効力発生の日から二年を経過した後に行われる場合には、喪失していない権利又は時効が完成していない権利については、各締約国の法令に従つて決定する。

第三十二条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十三条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

3 両締約国は、2の規定に従うことを条件として、この協定の終了の日までに有していた両締約国の法令による保険期間の取扱いについて相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年十月十日に東京で、英語により本書一通を作成した。

日本国のために

城内実

ルクセンブルク大公国のために

エティエンヌ・シュナイダー